

# 全学共通教育における社会教育主事(社会教育士)養成課程の特徴と課題

## —岐阜大学を事例として—

後藤 誠一<sup>\*1</sup>・益川 浩一<sup>\*1</sup>

本稿では、岐阜大学において全学共通教育科目として開講している社会教育主事(社会教育士)養成課程の内容と特徴、コロナ禍における実態の整理を行っている。講義では、社会教育主事(社会教育士)として必要とされる知識や能力を踏まえて、地域学校協働活動、体験活動、アクティブ・ラーニング等の視点を積極的に取り入れた内容としている。今後の課題として、学生への周知方法、学生の負担、社会教育主事(社会教育士)養成課程の維持のための費用や組織・人員体制、社会教育主事(社会教育士)養成課程の教育内容のさらなる充実といった点を継続して検討、改善する必要がある。

〈キーワード〉 全学共通教育、社会教育主事(社会教育士)、地域学校協働活動、アクティブ・ラーニング、体験活動、人材育成

### 1. はじめに

社会教育主任用資格については、これまで社会教育法や社会教育主事講習等規程といった法令に基づき、各大学・機関の社会教育主事養成課程や社会教育主事講習が開講されてきたが、主任用資格はあくまで教育委員会における社会教育主事に任用されるための資格で、教育委員会で任命されること以外に活用の選択肢が少なく、取得者にとって活用しにくく、資格取得のメリットを理解しにくい資格であった。2020年から中央教育審議会生涯学習分科会等での検討・審議を経て、社会教育主事講習等規程の改訂により社会教育主事養成課程、社会教育主事講習における学習内容の一部が「生涯学習支援論」と「社会教育経営論」に変わり、社会教育実習が必修化され、新しい社会教育主事養成課程や社会教育主事講習を修了した者は、これまでの社会教育主任用資格に加えて、社会教育士の称号を名乗ることができるようにになった。社会教育士の称号が取得できることにより、教員や行政職員を目指す学生だけでなく、企業、NPO、協同組合、その他各種団体で働くことを目指す学生にとっても取得のメリットが生じ、様々な場面での社会教育士の称号、資格・称号取得の過程で修得した知識や技能の活用が期待されている。また、学校教育との関係でいえば、

社会に開かれた教育課程、地域学校協働活動や子どもの体験活動、アクティブ・ラーニングといった視点が重視されるようになっていることを踏まえ、これらの動向も視野に入れた社会教育主事養成課程や社会教育主事講習の設計、運営、実施も求められる。

筆者が所属する岐阜大学においては、これまで社会教育主事養成課程を教育学部で開講していたが、学習環境の構築、学習の支援能力、多様な主体とのネットワーク形成、地域課題の解決やそのための人材育成、社会教育・生涯学習以外の領域での活用等を意図した新たな養成課程における目的や対象の広がり等を鑑み、2021年度から養成課程を教育学部以外の学生も受講できるよう全学共通教育を担当する組織である教育推進・学生支援機構に開講主体を移し、全学共通教育の中で社会教育主事(社会教育士)養成課程(以下、「新養成課程」)を開展している。授業や履修相談は主として社会教育・生涯学習を専門とする地域協学センターの教員(筆者)が担当、履修手続きや取得単位の証明等の事務手続きは全学共通教育を担当する事務室で対応している。新養成課程の科目の一部は、岐阜県と岐阜大学の共同で設置した「ぎふ地域学校協働活動センター」(岐阜大学側で対応するのは地域協学センター内の地域学校協働活動部門)の機能を用いて教育の中身がより充実するように設計している。全

\*1 岐阜大学地域協学センター

Social Education Supervisor Training Course In the General Education of Gifu University

学共通教育における新養成課程の科目開講は 2021 年 4 月からであったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による様々な影響が大学教育に生じているまさにその時期の開講であり、ガイダンスや学外での見学・実習の中止や延期等運営上の困難や課題が生じた。

大学の社会教育主事養成課程に関しては、新養成課程に移行して間もないこともあり、新養成課程に関連する状況をまとめた論考は多くはない。教員養成分野のミッションの再定義以降の国立教員養成系学部・大学の社会教育主事養成課程についてその現状や学生が養成課程で学ぶ意義を検討した渋江(2018)、学習支援の能力育成を目指す新養成課程を踏まえた社会教育実習・社会教育演習のあり方についてショーンの専門職養成に関する「行為の中の省察」といった視座から検討した平川(2019)等の研究の蓄積がみられるが、新養成課程を全学共通教育科目として開講している事例を扱っている論考は管見の限り見られない。そこで、本稿では、岐阜大学において全学共通教育科目として開講している新養成課程の内容と特徴、コロナ禍の新養成課程における実態の整理を行うことで、新養成課程における今後の課題や検討を要する点を明らかにする。なお、社会教育主事講習については、東海 4 県の大学の持ち回りで 4 年に一度岐阜大学で開催しているが、こちらについては別稿において論じたい。

## 2. 新養成課程の背景、求められる能力、科目構成

岐阜大学の新養成課程の内容を概観する前に、まずは、新しい養成課程において求められる能力や法定科目の内容について、社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」(2017 年 8 月 31 日、以下「基本的な考え方」)1)に基づいて、簡単にまとめておきたい。

「基本的な考え方」では、2013 年 9 月の中央教育審議会生涯学習分科会ワーキンググループの「審議の整理」で述べられている今後の社会教育主事に必要な資質・能力、その資質・能力を養成する仕組みの構築等を踏まえて、今後の社会教育主事講習および社会教育主事養成課程のあり方が示されている。社会教育主事養成課程のあり方について、「社会教育主事講習との整合性に留意しつつ、社会教育主事が NPO、企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育事業の企画・実施による地域住

民の学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに中核的な役割を担うことができるよう、社会教育主事の職務を的確に遂行し得る基礎的な資質・能力を養成することを前提として制度設計が図られることが重要」であること、「社会教育主事が、学習者の多様な特性に応じて学習支援を行い、学習者の地域社会への参画意欲を喚起して、多様な主体と連携・協働を図りながら、学習者の学習成果を地域課題解決やまちづくり、地域学校協働活動等につなげていくことができる実践的な能力を身に付けることができるよう、カリキュラムの構築が図られることが大切」であることが述べられている。これらを踏まえて、社会教育主事に必要な能力として、「①教育的な基礎知識、②課題把握・分析能力、③施策立案能力、④多様な主体とのネットワーク構築能力、⑤学習者の特性に応じた学習環境設計能力、⑥地域住民の学習支援能力のほか、コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力の基礎の習得」が期待されている。加えて、学生の多くは実務経験がないことから、社会教育主事の職務遂行のための実践的能力の習得や「学生の多様な関心に応じて現代的課題等を学べるようにしておく」等の留意点が記されている。この他、養成課程の科目構成 24 単位、各科目の目的や留意点等が規定されている。

科目構成は、生涯学習概論(4 単位・必修)、社会教育経営論(4 単位・必修)、生涯学習支援論(4 単位・必修)、社会教育実習(1 単位・必修)、社会教育演習・社会教育実習・社会教育課題研究(3 単位・選択必修)、社会教育特講(8 単位・必修)で、計 24 単位の取得が求められている。生涯学習概論は「生涯学習及び社会教育の本質について理解を図る」こと、社会教育経営論は「多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決や地域学校協働活動等につなげていくための知識及び技能の習得を図る」こと、生涯学習支援論は「学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る」こと、社会教育演習・社会教育実習・社会教育課題研究は「社会教育主事の職務を遂行するために必要な資質及び能力の総合的かつ実践的な定着を図る」こと、社会教育特講は「社会教育主事としての幅広い視野、社会的関心を持たせるとともに、専門的内容についての理解を図る」ことをそれぞれ目的としている。これらの内容を踏まえて、改正版の社会教育主事講習等規程 2) が 2020 年 9 月 25 日から施行されている。

これらの背景には、地域課題の複雑化、多様化といった地域社会の現状と、Society5.0といった未来社会の姿が想定されていると思われるが、コロナ禍を経験した今、日常生活のあり方が大きく変化するニューノーマル時代への対応も視野に入れる必要があるだろう。これまでの学校教育や社会教育・生涯学習に関連する各種答申や制度化によって、学校と地域の連携、地域学校協働活動、社会に開かれた教育課程、主体的・対話的で深い学び(アクティブラーニング)、個別最適な学びと協働的な学び、といった点が重視されるようになったことと共に、企業・行政等の組織内の人材育成にも学習の重要性への認識が広がっている。これらの教育や学習のあり方の変化や先述した「基本的な考え方」等で示された習得すべき能力等を意識しつつ、岐阜大学では次のような新養成課程のカリキュラムの設計や授業内容の組み立てを行っている。

### 3. 岐阜大学における新養成課程の概要と特徴

#### (1) 学生への周知・相談、履修の方法

新養成課程に関する学生への周知については、全学共通教育で例年実施している新入生向けガイダンスで新養成課程の紹介を予定していたが、コロナ禍でガイダンス等に中止や変更が生じ、十分に紹介をする機会を設けることができなかつた。そのため、できるだけ多くの学生に新養成課程の存在や資格・称号の取得メリット等を知つてもらうために、新入生に配布する全学共通科目の履修案内に新養成課程の概要や取得方法、資格・称号取得のために24単位分の科目履修が必要であること、履修相談のための連絡先の他に、学生自身の専門科目等の履修計画の都合に合わせて取得すればよいこと、生涯学習概論の2科目を入門編として最初に取得することを推奨する等の記載をした。加えて、新養成課程を構成する各授業(前期、後期両方)の初回に新養成課程の概要や資格・称号取得のメリット等の説明、前期終了時に新養成課程の各授業で後期開講科目(主に実習系科目)の紹介を行つた。そうしたところ、授業時に直接またはメール等で新養成課程の履修相談があつた他、授業を受けているうちに興味を持ち、資格・称号を取得したい旨の意思表示をした学生もいた。

また、履修については、新養成課程への参加申込という方法は取つておらず、学生各自が必要な24単位を全

学共通教育科目(学部によって単位数は異なるが、一部は卒業に必要な全学共通教育科目として数えることができる)として履修手続きを行い、大学事務で取得単位の証明を出す仕組みを取つてゐる。

#### (2) 科目の構成

新養成課程の法定科目別の構成は、まず、生涯学習概論(4単位)は、「現代社会と学習・教育(生涯学習概論Ⅰ)」(前期・2単位)、「生涯学習概論Ⅱ」(前期・2単位)である。生涯学習支援論(4単位)は、「社会教育施設・支援者論」(後期・2単位)、「フューチャーセンター入門」(前・後期・各2単位)である。社会教育経営論(4単位)は、「社会教育経営論」(前期・2単位)、「学校と家庭・地域の連携」(前期・2単位)である。社会教育特論(8単位)は、「教育論(現代社会問題と教育)」(前期・2単位)、「教育社会システム論(教育社会学)」(前期・2単位)、「生涯学習成果の還元とボランティア活動」(後期集中・2単位)、「人権と社会教育」(後期・2単位)である。実習・演習科目として、「社会教育実習」(後期集中・1単位)、「野外活動実習」(後期集中・1単位)、「社会教育課題研究(学習プログラム開発論)」(後期・2単位)を開講している。これらの科目全ての取得で、法定の24単位を満たすことになる(表1参照)。

表1 開講科目一覧

法定科目	単位数	開講授業(単位数)
生涯学習概論	4	現代社会と学習・教育(生涯学習概論Ⅰ)(2)
		生涯学習概論Ⅱ(2)
生涯学習支援論	4	社会教育施設・支援者論(2) フューチャーセンター入門(2)
社会教育経営論	4	社会教育経営論(2) 学校と家庭・地域の連携(2)
社会教育特論	8	教育論(現代社会問題と教育)(2) 教育社会システム論(教育社会学)(2) 生涯学習成果の還元とボランティア活動(2) 人権と社会教育(2)
		社会教育実習(1)
		野外活動実習(1)
		社会教育課題研究(学習プログラム開発論)(2)
		計 24

#### (3) 科目の概要と特徴

次に、新養成課程で開講している科目の概要や特徴について述べていきたい。

それぞれの科目は担当教員の専門性や所属するセンターの特性を活用して、内容を充実させるように努めている。例えば、各授業の内容も受講生が自分の生活や経験

に引きつけて理解しやすいように、受講者の多くが居住する岐阜県や愛知県を中心とした社会教育・生涯学習の実践事例、行政施策、施設の紹介、ゲスト講師招聘、見学・実習等を行い、また、福祉や消費者問題、労働問題、学校教育との関係等多様な視点から社会教育・生涯学習について検討できるように工夫している。

#### ①生涯学習概論、生涯学習支援論、社会教育経営論、社会教育特講

生涯学習概論のうち、「現代社会と学習・教育（生涯学習概論Ⅰ）」、「生涯学習概論Ⅱ」は、社会教育・生涯学習の入門編として、以下のような内容としている。

「現代社会と学習・教育（生涯学習概論Ⅰ）」は、生涯学習や社会教育の基本的な考え方を理解できるよう、生涯学習・社会教育の概念・考え方について、世界及び日本の歴史から多面的に考察した後、とりわけ、日本の国レベルの生涯学習・社会教育推進施策の特徴といったさまざまな観点から系統的に学習することを目指している。「生涯学習概論Ⅱ」は、日本国内、とくに岐阜県や愛知県等のすぐれた生涯学習実践例を取り上げつつ、地域（地方公共団体）における生涯学習推進施策について概観するとともに、生涯学習と関連の深いトピックス（Society5.0 やニューノーマルといった社会や生活のあり方、地域づくり、学習情報の提供・学習相談、ボランティア、子ども・若者の居場所づくり等）について解説し、生涯学習の本質についての理解を深め、生涯学習にかかわる幅広い様々な知識を習得することを目標としている。

生涯学習支援論のうち、「社会教育施設・支援者論」、「フューチャーセンター入門」は、学習者の特徴の理解、学習支援に関する知識や技能の習得を目指して、以下のような内容としている。「社会教育施設・支援者論」は、質の高い魅力ある社会教育施設の経営・運営方策と、学習支援者の役割及び修得すべき力量・能力について考究することを目的として、公民館等の社会教育施設の機能・役割、社会教育施設職員や講師、指導者等の役割、力量・能力に関する基礎的な知識や技能の習得を目指している。「フューチャーセンター入門」は、多様な人々が未来について語り合い、未来の価値を創造する場である「フューチャーセンター」について、フューチャーセンターやファシリテーション、グループワーク等に関する基本的な知識や方法を理解し、地域協学センターが開催するフューチャーセンターへの参加体験に加えて、学

生自身でのフューチャーセンターの企画・実施をグループで実行していく実践的な内容となっている。

社会教育経営論のうち、「社会教育経営論」、「学校と家庭・地域の連携」は、多様な主体による連携・協働を基盤として、学習成果を地域課題解決や地域学校協働活動等につなげることを目指して、以下の内容で展開している。「社会教育経営論」は、社会教育・生涯学習行政の概要、関連する法令の理解、地域の現状の理解と学習課題の特定、社会教育計画の立案と改善、地域課題や生活課題の把握と解決に向けた学習の支援方策、多様な主体によるネットワーク形成の手法、社会教育・生涯学習の広報戦略等について学ぶことを目的としている。基礎的な知識を学んだあと、受講生自身の興味・関心のある自治体を選び、その自治体の現状や課題、自治体の社会教育・生涯学習の現状と課題を調べ、分析したうえで、社会教育・生涯学習に関する既存の計画の分析や見直し案の提案を行う等、授業内のアクティブ・ラーニングと社会教育・生涯学習の実態との接続を意識した内容としている。「学校と家庭・地域の連携」は、学校と家庭・地域の連携・協働について、そのあり方や構造、意義、課題、多様な主体によって構成されるネットワーク等について理解することを目的とする。具体的には、地域課題の発見と解決策の提案について基礎的な知識を学んだうえで、受講生自身の興味・関心のある自治体を選択して、地域課題の発見と解決策の提案を行う事業の体験をしたり、コミュニティ・スクール、地域学校協働活動、放課後子ども教室、放課後児童クラブ、子どもの貧困といった教育と福祉に関わる問題とその問題に対するスクールソーシャルワーカー等の専門職の役割と機能も学ぶ内容としている。

社会教育特講のうち、「教育論（現代社会問題と教育）」、「教育社会システム論（教育社会学）」、「生涯学習成果の還元とボランティア活動」、「人権と社会教育」は、社会教育主事（社会教育士）として幅広い視野や関心を持たせ、専門的内容についての理解を図ることを目指して、以下の内容で展開している。「教育論（現代社会問題と教育）」は、少子高齢化、雇用情勢、子どもの虐待といった現代社会の諸問題の諸相を理解したうえで、岐阜県内地域・自治体を中心としたすぐれた社会教育実践例を取り上げつつ、社会教育の本質についての理解を深めることを目的としている。「教育社会システム論（教育社会学）」は、教育学、社会学等の学問領域の知見を活用

して、不登校、いじめ、学校のリスクと安全、ジェンダー、学歴、貧困といった様々な教育に関する問題について考察することをねらいとしている。「生涯学習成果の還元とボランティア活動」は、個々人が取り組んできた生涯学習の成果をボランティア等を通じて社会や地域に還元することや、ボランティアにおける学びについて、実際にボランティア活動に従事する方との交流やボランティアの現場での体験を通して学ぶことを行っている。2020年度の例では、岐阜市にある金華山の山道整備等のボランティア活動や、岐阜城跡、金華山、岐阜公園等で戦国武将の衣装を身につけて観光客のおもてなしを行っている岐阜信長公おもてなし武将隊のボランティア活動への参加や聞き取りを行った。ボランティア現場での実習後には、教員と学生で現場で経験したことの振り返りを行う時間を設けている。「人権と社会教育」は、地域社会における人権と社会教育・生涯学習に関する基礎的な知識や、人権に関する課題の把握や解決策の提案、住民による人権に関する学習の支援策等の技能を修得することを目的としている。生活困窮者、在日外国人、障がい者、高齢者、性的マイノリティ、労働者、消費者といった様々な立場の人々の課題と権利に焦点を当てて、受講する学生同士の議論も交えて授業を進めることを目指している。

## ②社会教育実習、社会教育課題研究

実習・演習科目として、「社会教育実習」、「野外活動実習」、「社会教育課題研究(学習プログラム開発論)」は、社会教育・生涯学習を担当する職員としての職務に必要な知識・能力を実践的に学ぶことを意図して展開している。特に、称号・資格取得希望者は、学校と地域の連携・協働について座学で学ぶこともあり、新しい養成課程で重視されている地域での多様な主体のネットワークという視点もあることから、地域学校協働活動の観点からの実習内容の設計や運営を行っている。

また、実習・演習科目については、実習・演習における経験が重要な意味を持つと考えられることから、経験学習を重視し、経験の文字化や振り返り等を重視している。「具体的な経験」→「内省的な観察」→「抽象的な概念化」→「積極的な実験」(新たな状況への適用)のプロセスを学習として捉える経験学習<sup>3)</sup>では、経験の振り返りによって教訓を導き出すことが重要となることから、下記に示すように振り返りの機会を対面やオンライン上で設定している。

「社会教育実習」は、「ぎふ地域学校協働活動センター」の協力・支援の下、岐阜県下の自治体における学習支援や放課後子ども教室等の地域学校協働活動、公民館講座への参加を行っている。2020年度の例では、羽島市の公民館における小中学生を対象とした学習支援活動と各務原市の中学校における学習支援活動に学生が参加し、学生は、子どもたちの学習上の疑問について一緒に考え、答えを自分の力で見つけ出すことができるよう丁寧に助言し、日常の出来事等についておしゃべりをしながら、子どもたちが安心して学習や活動のできる環境づくりに尽力していた。社会教育実習では、実習実施日には教員が引率して学生の安全管理や学生への指導・助言を現場で行う。実習先で経験したことや経験から引き出した教訓について振り返りシートを学生に書いてもらい、岐阜大学の学習支援システムであるAIMS(教育支援システム)の当該科目的ページにシートをアップロードし、教員がそれにコメントすることも行った。AIMSでのアップロードは他の学生も読んだり、コメントしたりすることができるため、他の学生や教員の記述やコメントから学び、次の活動に活かすこともできるようになっている。実習では、子どもたちの安心・安全な体験活動の場をつくる際の工夫や留意点の検討、どのような支援をすることが子どもの成長につながるのかといった点の検討が求められるため、学生にとって重要な学びの場となっている。

「野外活動実習」では、体験活動における意義や課題について学生自身が学んだり、体験活動における指導や場づくりができるような能力の習得を目指している。体験活動は、「自分の身体を通して実地に経験する活動」のことであり、「現実の世界や生活などへの興味・関心、意欲の向上」、「問題発見や問題解決能力の育成」「思考や理解の基盤づくり」「教科等の『知』の総合化と実践化」「自己との出会いと成就感や自尊感情の獲得」「社会性や共に生きる力の育成」「豊かな人間性や価値観の形成」「基礎的な体力や心身の健康の保持増進」といった意義が指摘されている<sup>4)</sup>。これらは、大学生が「野外活動実習」等で自身の体験から得られる意義や効果であると同時に、それを理解し、社会教育士として活動する際にはこのような体験活動の意義や効果が活動参加者に生じるように活動参加者の支援や指導を行うことが求められるため、「野外活動実習」ではこのような点を意識した授業設計や学生への指導を心がけている。

「野外活動実習」は、社会教育主事養成課程が教育学部で開講されていた時から岐阜県高山市の標高 1,500m 付近にある国立乗鞍青少年交流の家（独立行政法人国立青少年教育振興機構）の自然体験活動ボランティアリーダー養成セミナー（5泊 6日、例年9月頃に実施。）に参加している<sup>5)</sup>。このセミナーは、自然体験活動の指導・助言ができるリーダーとして必要な知識や能力を修得することを目指したものである。セミナーの日程後半には高山市内の小学5年生が宿泊を伴う自然体験活動であるセカンドスクールとして同施設を訪れるため、参加学生はセミナー前半で修得した自然体験活動に関する知識や技術を活用して、国立乗鞍青少年交流の家職員の協力・支援の下、セカンドスクール率いる小学校教員とともに子どもたちに野外での活動や炊飯等について指導を行う。野外活動だけではなく、寝食も子どもたちと共にするため、参加学生にとっては子どもと関わることで、子どもの性格や特性を見極めつつ、その子の成長に資するような関わり方を考えて実行したり、課題に直面した時には参加学生同士で課題を乗り越えていくために助け合ったりすることで、参加学生は様々な気づきを得ている。最終日の子どもたちとのお別れ会では、子どもたちからの感謝の言葉を受けて感極まって涙を流す光景や、子どもたちが高山市内に帰るバスを見えなくなるまで手を振り続ける光景が毎年見られる。教員を目指す学生にとっては教員になるためにより精進しようと決意するきっかけとなり、また、教員になるかどうか迷っている学生にとっては、教員になりたいと思うきっかけとなっており、学生自身の今後の大学生活のあり方やキャリア設計を考えるきっかけともなっている。

これらの実習科目は、まとまった時間が必要であることから集中講義としている他、語学等他の講義科目との重なりも踏まえて、できるだけ多くの学生が取得しやすいように曜日や时限の設定をする等の工夫をしている。また、次年度以降の曜日・时限や授業内容の改善に備えて、受講学生で称号・資格の取得を目指す学生の意見を聞く機会を設けたりしている。

「社会教育課題研究（学習プログラム開発論）」は、社会教育・生涯学習の実践や支援を行う者の立場から必須とされる地域・自治体における実践的な能力（生涯学習プログラム設計能力）の養成を目標としている。生涯学習の核心ともいべき学習プログラムが、今日の社会生活とライフステージに即していくかにあるべきかにつ

いては、ほとんど本格的に検討されてこなかった点を踏まえて、本講義では、いわゆる「●●講座」・「△△学級」といわれる講座提供型・集合型の学習プログラムの立案・展開に関する基本的な理論と実践的な知識・技能について考究する。本講義の前半部分では、学習プログラムの立案・展開にかかる理論学習を行い、後半部分では、理論学習の成果をふまえ、受講者自らが、グループ学習・ワークショップ等を通して、具体的な学習プログラムを企画・立案することをその内容としている。

以上のような養成課程の科目では、科目同士の関係、生涯学習支援や社会教育経営の捉え方、実習の考え方（地域学校協働活動に重点）、グループワークや受講者同士や講師と受講者同士の対話を中心としたアクティブ・ラーニングの積極的な活用を行っている。岐阜大学の全学共通教育では、アクティブ・ラーニングに力を入れており、「学生が自らを取り巻く課題や自ら見つけたテーマについて個人またはグループで探究する意欲的な学び」とアクティブ・ラーニングの定義を定めている<sup>6)</sup>。シラバスでは、「学生のアクティブ・ラーニングを促す取組」の欄を設け、授業内のアクティブ・ラーニングの具体的な内容を学生に示している。新養成課程においては、もともとの養成課程の設計段階から社会教育主事として必要な能力を獲得する学習方法として、また地域住民の学習を支援する立場に立つことからアクティブ・ラーニング自体を学ぶという意味でも授業の中でのアクティブ・ラーニングを意識しており、全学共通教育としてのアクティブ・ラーニングと軌を一にするものである。学習に関する理論や方法を座学と実践において学ぶという点では、全学共通教育としてのアクティブ・ラーニングをより進化させた形で学生に提供できているというメリットがあると思われる。ただし、アクティブ・ラーニングは、グループワーク等を行うことが中心ではなく、グループワーク等を通して何をどのように学ぶか、自分の学びがどのような状態かメタな視点で理解し、振り返りによって改善することが重要と考えられることから、先述したように経験学習等の知見を活かして、振り返りの機会を設けたり、学びの記録や共有も行うように設計をしている。

#### 4. 新養成課程における課題と今後の検討事項

社会教育士の称号については、制度開始直後の現時点

では称号のメリットや称号活用の実践事例の蓄積が少なく、学生に社会教育士の具体的な活動や役割・機能、称号取得メリット等を伝えるのに苦戦していること(学生も具体的な事例がないので、イメージがしづらい)、新養成課程への参加申込の仕組みを設けていないため、受講の呼びかけや受講状況の確認は全学共通教育事務室の協力を得なければならぬこと等の課題が挙げられる。また、実習や見学等の費用面も課題である。全学共通教育から配分される予算にも限界があり、山間地域であり、公共交通機関等の移動手段の少ない岐阜県内の自治体における社会教育・生涯学習関連施設や団体の見学や実習に行くための費用の問題がある。学生の自己負担が重いと受講者が減りかねないが、地域の課題は過疎地や公共交通機関等の移動手段の少ない場所にも存在し、そのような場所においてこそ実習や見学を行う意義があると考えられる。可能な限り学生の負担が少なくなるように配慮しているが、教育の効果と費用、学生の負担の検討は今後の課題である。

次に、所属する学部の卒業必要単位に加えて、重なりがなければ 24 単位の取得を求められることから、公的な称号・資格が取得できるとはいえる、学生にとっては大きな負担となり、取得そのものを回避するということも考えられる。また、他の所属学部専門科目や全学共通教育科目との重なりを学生各自で調整する必要もあり、開講の曜日時限や通常開講か集中講義か等を学生の声を聴きながら最適解を探すことも求められている。実際、2021 年度前期に開講した社会教育経営論の例では、語学系全共科目と重なり、他の養成課程科目に比べて極端に少ない受講人数となり、次年度は集中講義での開講を検討している。学部専門科目として卒業単位に組み込めず、一方で全学共通教育科目数として多くは卒業に必要な単位に組み込めない現状があるため、単位取得の方法や他の科目との関係についても検討が必要と思われる。

新養成課程を支える人員・組織に関しては、教育学部でのゼロ免課程廃止等で社会教育・生涯学習の専任教員ポストが減少し、大学内の社会教育・生涯学習に関する組織も社会教育・生涯学習を専門とする教員を擁する部局として組織を維持するのに苦労しているものと思われ、新養成課程を支える組織・人員をどのように維持、充実させていくかという課題もあるだろう。岐阜大学においても、教員の部局間異動や組織再編等によって、社会教育・生涯学習を専門とする教員が教育学部から生涯

学習教育研究センターに移り、その後総合情報メディアセンターの一部門となり、総合情報メディアセンターの改編に伴って地域協学センターの生涯学習・地域活動部門となるという形で、大学における社会教育・生涯学習の研究・教育機能を維持してきた。地域協学センターは、COC, COC+事業の実施のために設立された背景を持っており、地域連携や次世代地域リーダー育成の拠点としての業務に加えて、新養成課程の運営を行っている。岐阜大学には、社会教育・生涯学習を専門とする専任教員が 2 名いることから新養成課程を辛うじて維持できているが、新養成課程では実践的能力を修得させるための実習を必修として含んでいることからもこのような専任教員ポストを確保できなければ 24 単位分ある新養成課程を設置、維持、発展させることは困難であると思われる。岐阜大学の場合、新養成課程の開講主体が全学共通教育科目を担当する教育推進・学生支援機構であり、地域協学センターの教員 2 名が主で科目担当をしている。他大学の場合、地域連携や社会教育・生涯学習担当の部局が存在すれば養成課程の開講は維持できるが、養成課程の維持(養成課程担当の教員ポストの維持)のため実績・成果を求められることになると思われる。大学の経営陣や学内外に対して、新養成課程の存在意義をどのように示していくのが課題であり、他大学との情報交換や養成課程充実のための協力体制を構築することも必要と考えられる。

教育内容の面では、全学共通教育科目として開講しているため、教育に関する実践や理論、法制度等を知らない学生が多く、学校教育に関する知識も合わせて、養成課程の多くの科目で学校教育や社会教育入門のような内容を冒頭もしくは各授業のテーマごとに入れる必要があり、称号・資格取得希望者は同じ内容を複数回聞くことになる、体系化された科目内容のメリットが活かせていないという課題もあると思われる。一方で、社会教育や生涯学習、公民館といった言葉を聞いたことがない、もしくは、聞いたことはあっても中身は分からぬといった学生に、社会教育や生涯学習、公民館等社会教育施設の意義や効果、面白さ、学ぶことの意義や基礎的な理論等を全学共通教育科目として知ってもらうきっかけになっていることもあり、これまで対象として想定されていた学校教員志望者だけではなく、将来行政職員や企業就職を目指す学生にとっても職場や日常生活で活用できる社会教育・生涯学習の知識や技能を習得できると

共に、社会教育や生涯学習、公民館等の社会教育施設にとって課題ともいえる若者へのアピールに貢献している部分もあると思われる。

社会教育士の称号の可能性という点では、昨今、企業や行政における人材育成において学習の重要性に焦点が当たられていることもあり、新養成課程の成果を基に社会教育士としてどのように学びの場を行政や企業等の組織内外につくり支援できるか、個人の成長とチームや組織の発展をどのように結び付けていくのかといった視点での検討も求められるだろう。地域協学センターでは、キャリア教育や産業界で活躍する人材の育成にも取り組んでいることから、新養成課程の連携により新たな可能性を模索することも可能であろう。大学の新養成課程の担当としては、行政や企業の人事担当者と現状や課題の共有をしつつ、社会教育士の称号取得後のキャリア形成や活躍の場(特に、行政や企業の人材育成面)の可能性についても検討、分析する必要があると思われる。

最後に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、2021年前期時点で、全学共通教育科目に関しては対面で授業を実施する方針が出されていたものの、集団宿泊を伴う実習については、他の方法を検討するように指示が出されていた。そのため、新養成課程の実習系科目については、緊急事態宣言等の発令等の動向も踏まえて、学外に出ることができない場合の第二案等も用意しつつ、実習先を急遽宿泊なしで体験活動ができる大学近隣の自然体験活動が可能な施設へ変更するといった授業内容の変更を余儀なくされたものもあった。コロナ禍の経験から学びつつ、新養成課程においても、オンラインへの対応策の検討、ニューノーマル時代を見据えた学習内容(ICTやインターネットを活用した社会教育・生涯学習に関する課題解決、住民の課題・ニーズ把握、広報戦略検討等)や学習方法に関する議論も必要であると考えられる。

## 5. おわりに

本稿で取り上げた新養成課程は、2021年度より教育学部から全学共通教育を担当する機構へと開講主体が移ったことに加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって講義や実習の内容の変更や中止を余儀なくされ、受講生、担当教員の負担が増加し、急遽対応しなければならない課題も生じ、当初の新養成課程設計段階

で想定していたようにはスムーズに進めることができなかった。しかしながら、このような経験から不測の事態における養成課程維持のための対応策や受講学生の学びを深めるための改善策の検討等、今後の養成課程の維持や発展に寄与する教訓も得られた。

本稿は、新養成課程の設計、内容や課題を概観したものであり、学生やゲスト講師、実習・見学の受け入れ先等への聞き取りやアンケート調査によって、個々の科目や養成課程全体の学習の効果測定や評価方法、改善策を検討していくことが求められる。今後の課題としたい。

## 注

- 1) 社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会  
 (2017)「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について(平成29年8月31日)」『文部科学省ウェブサイト』  
 <[https://www.mext.go.jp/content/1398830\\_10.pdf](https://www.mext.go.jp/content/1398830_10.pdf)> [2021年12月10日閲覧]
- 2) 「社会教育主事講習等規程(昭和二十六年文部省令第十二号)」『e-Gov 法令検索ウェブサイト』  
 <<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=326M50000080012>> [2021年12月10日閲覧]
- 3) 松尾(2006), pp.62-63
- 4) 文部科学省初等中等教育局(2002)「第1章 体験活動の充実の基本的な考え方」『体験活動事例集 - 豊かな体験活動の推進のために -』  
 <[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2016/03/07/1368011\\_003.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/03/07/1368011_003.pdf)> [2021年12月10日閲覧]
- 5) 2020年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により中止となっている。その前の年の実施例については、「令和元年度秋季自然体験活動ボランティアリーダー養成セミナー」『独立行政法人国立青少年教育振興機構 国立乗鞍青少年交流の家ウェブサイト』  
 <<https://norikura.niye.go.jp/norikura/wp-content/uploads/bab30626268f4419314d49d9ff06f1b6-1.pdf>> [2021年12月10日閲覧]を参照
- 6) 「基盤教育センター アクティブラーニングって?」『岐阜大学教育推進・学生支援機構ウェブサイト』  
 <[https://www.orphess.gifu-u.ac.jp/liberal\\_arts\\_education/ALS\\_active\\_learning/active\\_learning.html](https://www.orphess.gifu-u.ac.jp/liberal_arts_education/ALS_active_learning/active_learning.html)> [2021年12月10日閲覧]

## 参考文献

平川景子(2019)「社会教育主事養成課程改正時における形成的な民主主義の考察—「省察的実習」のための研究ノートー』『明治大学社会教育主事課程年報』No.28, pp.1-15

松尾睦(2006)『経験からの学習—プロフェッショナルへの成長プロセス』同文館出版

中原淳(2010)『職場学習論—仕事の学びを科学する』東

京大学出版会  
OECD 教育研究革新センター編(立田慶裕・平沢安政監訳)(2013)『学習の本質—研究の活用から実践へ』明石書店  
渋江かさね(2018)「国立教員養成系学部・大学における社会教育主事養成課程の現状分析—教員養成分野のミッションの再定義との関連から—」『社会教育職員研究』第 25 号, pp.9-21